

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課) 1
○漁獲共済の同意成立(第2号漁業)	(水産政策課) 1
○基本測量の実施の通知	(用地対策課) 1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請(2件)	(県民生活・男女共同参画課) <7・10掲示> 1
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請(2件)	() <〃 > 2
○ふぐ処理師試験の実施	(食品・衛生課) 2
○県営土地改良事業の計画の定め	(農業基盤課) 3
○県営土地計画事業の計画の変更	() 3
○換地処分届出(四万十市)	() 3
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	3
高知県選挙管理委員会告示	
○告示(高知県知事選挙の選挙運動の収支報告)の訂正	4
○政治団体設立届出	6
○政治団体異動届出	6
○政治団体解散届出	7
落札公告	
○落札者等の公告	(公営企業局 県立病院課) 7

告 示

高知県告示第473号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に

関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年7月20日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年7月1日	社会福祉法人西土佐福祉会 四万十市西土佐用井1110-1	ホームヘルプステーションにしとさ 四万十市西土佐用井1110-31 訪問介護 介護予防訪問介護

高知県告示第474号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。
平成24年7月20日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

- 1 高知県漁業協同組合の地区のうち旧椎名漁業協同組合の地区、旧高岡漁業協同組合の地区及び旧三津漁業協同組合の地区
大型定置漁業
- 2 高知県漁業協同組合の地区のうち旧甲浦漁業協同組合の地区
小型まぐろ漁業
- 3 高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区のうち室戸市行当の区域
小型まぐろ漁業

高知県告示第475号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。
平成24年7月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量(四国地方三角点標高改定に伴う三角点改測作業)
- 2 作業期間
平成24年7月17日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域
宿毛市、四万十市、吾川郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、高岡郡檮原町、高岡郡津野町、高岡郡四万十町、幡多郡大月町、幡

多郡三原村及び幡多郡黒潮町

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年7月10日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年7月10日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年7月10日	特定非営利活動法人高知県生活再建支援センターあまやどり	谷脇 和仁	高知市本町四丁目1番37号丸ノ内ビル	この法人は、高知県において、貧困等の生活上の困難を抱えている人々(以下利用者)に対し連帯保証人提供事業等の住まいの確保に関する支援事業及び福祉サービス事業を行い、利用者が社会的に孤立することなく豊かな人間関係とつながりを保ちながら地域で安心して暮らせるよう支援を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年7月10日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年7月10日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成24 年7月 10日	特定非 営利活 動法人 夢創房 室戸迎 鯨の杜	横山 昌 三	室戸市 浮津 823番 地2	この法人は、室戸市民及びこの地域への来訪者に対して、この地域が持っている豊かな自然や文化などの地域資源を生かした活動や交流人口の拡充を図るなど、地域活性化に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年7月10日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年7月10日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請の<br>あった<br>年月日  | 定款変更に係る特定非営利活動法人                |            |                                 |                                                    |
|--------------------|---------------------------------|------------|---------------------------------|----------------------------------------------------|
|                    | 名称                              | 代表者の<br>氏名 | 主たる<br>事務所<br>の所在<br>地          | 定款に記載された目的                                         |
| 平成24<br>年7月<br>10日 | 特定非<br>営利活<br>動法人<br>G I F<br>T | 公文 清<br>水  | 高岡郡<br>中土佐<br>町大野<br>見萩中<br>255 | この法人は、「すべての人たちが無限の可能性を感じ、夢を叶えるために自信を持って自由にチャレンジできる |

|  |  |  |  |                                                                                                                                                            |
|--|--|--|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  | 世の中をつくり、世界を笑顔の絆でつなぐ」というビジョンを実現するために、すべての人に対して自然まなびや事業、リーダー育成事業を行い、総合的な人間力を高めるとともに、常識の枠にとらわれないことと、自らの力で選択し活発に行動できる若者の育成と子どもたちの能力・可能性を伸ばすことのできる指導者の育成を目的とする。 |
|--|--|--|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

~~~~~

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年7月10日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年7月10日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成24 年7月 10日	特定非 営利活 動法人 幡多ウ ェルフ ェアネ ット	溝渕 智 則	四万十 市中村 東町二 丁目5 -19	この法人は、市民の誰もが年齢や性別、障がいの有無、社会的経済的地位などにかかわらず、個人として等しく尊重され、その人らしく住み慣れた地域の中で、健康で安心して暮らすことができるまちづくりを目指すとともに

				に、そのために必要な事業を展開し、もって地域社会に貢献することを目的とする。
--	--	--	--	--

~~~~~

ふぐ取扱い条例（昭和36年高知県条例第34号）第11条第1項の規定による平成24年度ふぐ処理師試験を次のとおり行う。

平成24年7月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験の期日  
平成24年10月17日（水）
- 試験の場所  
高知市南久万58-1 RKC調理師学校
- 試験科目及び時間  
(1) 筆記試験（午前10時から） 食品衛生学、ふぐの知識及び衛生関係法規  
(2) 鑑別試験（午前11時30分から） ふぐの種類及び部位の鑑別  
(3) 実技試験（午後1時30分から） ふぐの処理の実技
- 受験の手続  
県所定の様式による受験願書1通に次の書類を添えて提出すること。  
(1) 2年以上ふぐ処理に関する知識及び技能を習得した旨を直接指導したふぐ処理師が証明した証明書1通  
(2) 写真1枚（名刺型とし、出願前3月以内に撮影した正面、脱帽及び上半身像で、裏面に氏名を記載したもの）
- 受験手数料  
5,280円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。）
- 受験願書の受付期間  
平成24年9月3日（月）から同月14日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。  
なお、郵送の場合は、平成24年9月14日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験願書の提出先  
(1) 県内居住者は、住所地又は営業所を所管する福祉保健所（当該住所地又は営業所が高知市である場合にあっては、高知市保健所）  
(2) 県外居住者は、高知県健康政策部食品・衛生課（高知市丸ノ内一丁目2-20）
- その他の注意事項  
(1) 受験願書を郵送する場合は、封筒の表面に「受験願書在

中」と朱書し、書留郵便とすること。  
 (2) 受験者は、試験当日、受験票及び受験票に指示している物を持って午前9時50分までに試験会場に集合すること。  
 (3) 不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課（電話番号088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（松ヶ丘地区農村災害対策整備事業（ため池））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年7月20日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
 平成24年7月20日から同年8月17日まで
- 3 縦覧場所  
 土佐町役場
- 4 その他  
 この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（四万十窪川地区中山間地域総合整備事業（区画整理））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成24年7月20日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
 平成24年7月20日から同年8月17日まで
- 3 縦覧場所  
 四万十町役場
- 4 その他  
 この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、四万十市から西土佐中央地区（津野川換地区）の換地処分を平成24年7月2日に行った旨の届出があった。

平成24年7月20日  
 高知県知事 尾崎 正直

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第18号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成24年7月20日  
 高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級  
 施設警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所  
 (1) 検定の実施日及び開始時間  
 平成24年10月25日（木）午前9時  
 (2) 検定の実施場所  
 高知市春野町芳原2485番地  
 高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 3 検定の実施予定人員  
 30人
- 4 受検資格者  
 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。
- 5 検定の方法  
 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。  
 (1) 学科試験  
 ア 警備業務に関する基本的な事項  
 イ 法令に関すること。  
 ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。  
 エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。  
 (2) 実技試験  
 ア 警備業務対象施設における保安に関すること。  
 イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続

検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

- (1) 検定の申請の受付期間  
 平成24年9月10日（月）から同月14日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
- (2) 検定申請書等の提出方法  
 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。  
 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
- (3) 提出書類等  
 ア 検定申請書 1通  
 イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）  
 ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚
- (4) 受検対象者の確定方法  
 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。
- (5) 受検票の交付  
 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。
- 7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法  
 検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。  
 なお、納付された検定手数料は、返還しない。
- 8 検定の実施に関し必要な事項  
 (1) 受検時の服装  
 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。  
 (2) 持参品  
 ア 受検票  
 イ 筆記用具  
 ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽  
 エ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）
- 9 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第41号**

平成20年3月高知県選挙管理委員会告示第23号（高知県知事選挙の選挙運動の収支報告）の一部を次のように訂正する。

平成24年7月20日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の3 報告書の要旨の候補者氏名尾崎正直の期間平成19年12月17日から平成19年12月19日までの第2回分の表中

| 収入                |      |           | 支出     |           |
|-------------------|------|-----------|--------|-----------|
| 主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職業) | (寄附額) 円   |        | 円         |
| 尾崎正直後援会           | 政治団体 | 28,102    | 人件費    | 0         |
|                   |      |           | 家屋費    | 0         |
|                   |      |           | 選挙事務所費 | 0         |
|                   |      |           | 集会会場費  | 0         |
|                   |      |           | 通信費    | 25,319    |
|                   |      |           | 交通費    | 0         |
|                   |      |           | 印刷費    | 0         |
|                   |      |           | 広告費    | 0         |
|                   |      |           | 文具費    | 0         |
|                   |      |           | 食糧費    | 0         |
|                   |      |           | 休泊費    | 0         |
|                   |      |           | 雑費     | 2,783     |
| その他の寄附            |      | 0         | 今回計    | 28,102    |
| その他の収入            |      | 0         | 前回計    | 6,867,669 |
| 今回計               |      | 28,102    |        |           |
| 前回計               |      | 6,166,269 |        |           |



|        |     |           |               |
|--------|-----|-----------|---------------|
|        | 交通費 | 0         |               |
|        | 印刷費 | 0         |               |
|        | 広告費 | 0         |               |
|        | 文具費 | 0         |               |
|        | 食糧費 | 0         |               |
|        | 休泊費 | 0         |               |
|        | 雑費  | 0         |               |
| その他の寄附 |     | 0         |               |
| その他の収入 |     | 31,655    |               |
| 今回計    |     | 31,655    | 今回計 31,655    |
| 前回計    |     | 6,194,371 | 前回計 6,895,771 |
| 総計     |     | 6,226,026 | 総計 6,927,426  |

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成24年7月20日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 名称        | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地       | 届出年月日    |
|-----------|-------|---------|------------------|----------|
| 興林懇話会     | 山中 巨司 | 中越 節    | 高知市丸ノ内一丁目7-36    | 平24・6・6  |
| 山本つねかず後援会 | 山本 恒和 | 山本 幸子   | 幡多郡大月町柏島15番地     | 平24・6・12 |
| 岡田芳秀後援会   | 北村 礼子 | 森本 珠城   | 香美市土佐山田町宝町一丁目4-9 | 平24・6・26 |

高知県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成24年7月20日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

| 区分  | 名称        | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日    |
|-----|-----------|-------|---------|------------|----------|
| 異動前 | 自由民主党高知県土 | 仙頭 義寛 | 異動なし    | 異動なし       | 平24・6・4  |
| 異動後 | 地改良支部     | 依光 隆夫 |         |            |          |
| 異動前 | 自由民主党室戸市支 | 異動なし  | 田村 忠博   | 異動なし       | 平24・6・18 |

|     |              |       |        |      |          |
|-----|--------------|-------|--------|------|----------|
| 異動後 | 部            |       | 山本 貴美子 |      |          |
| 異動前 | 自由民主党高知県建設支部 | 三谷 一彦 | 異動なし   | 異動なし | 平24・6・21 |
| 異動後 |              | 山中 栄広 |        |      |          |

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

| 区分  | 名称           | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地       | 届出年月日    |
|-----|--------------|-------|---------|------------------|----------|
| 異動前 | 田中こうじ後援会     | 異動なし  | 異動なし    | 高岡郡中土佐町久礼1612番地2 | 平24・6・1  |
| 異動後 |              |       |         | 高岡郡中土佐町久礼6079番地2 |          |
| 異動前 | 高知県土地改良政治連盟  | 仙頭 義寛 | 異動なし    | 異動なし             | 平24・6・4  |
| 異動後 |              |       |         |                  |          |
| 異動前 | 日本栄養士連盟高知県支部 | 異動なし  | 川久保 明美  | 高知市丸ノ内一丁目7-45    | 平24・6・4  |
| 異動後 |              |       | 高田 昌子   | 高知市新屋敷二丁目6-11    |          |
| 異動前 | 河川環境研究会      | 下元 昇  | 坂本 迅人   | 異動なし             | 平24・6・11 |
| 異動後 |              |       | 坂本 迅人   |                  |          |

|     |        |      |        |      |          |
|-----|--------|------|--------|------|----------|
| 異動前 | 新財政調査会 | 異動なし | 坂本 迅人  | 異動なし | 平24・6・11 |
| 異動後 |        |      | 前田 真二郎 |      |          |

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

| 区分  | 名称     | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日   |
|-----|--------|-------|---------|------------|---------|
| 異動前 | 中谷元後援会 | 異動なし  | 山崎 治    | 異動なし       | 平24・6・1 |
| 異動後 |        |       |         |            |         |

**高知県選挙管理委員会告示第44号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成24年7月20日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党

| 名称          | 主たる事務所の所在地    | 代表者氏名 | 政治団体でなくなった理由 | 届出年月日   |
|-------------|---------------|-------|--------------|---------|
| 自民党高知林業土木支部 | 高知市丸ノ内一丁目7-36 | 山中 巨司 | 解散           | 平24・6・6 |

その他の政治団体

| 名称        | 主たる事務所の所在地 | 代表者氏名 | 政治団体でなくなった理由 | 届出年月日   |
|-----------|------------|-------|--------------|---------|
| 創龍会       | 須崎市緑町4-54  | 井上 和水 | 解散           | 平24・6・8 |
| 山本有二21世紀会 | 須崎市緑町4-54  | 野村 学  | 解散           | 平24・6・8 |

|         |             |       |    |          |
|---------|-------------|-------|----|----------|
| 大石直哉後援会 | 長岡郡本山町高角153 | 川村 隆重 | 解散 | 平24・6・25 |
|---------|-------------|-------|----|----------|

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成24年7月20日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
医療情報システム端末、ネットワーク機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県立あき総合病院事務部総務課 安芸市宝永町1-32
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年6月11日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社高知支店 高知市本町四丁目2-44
- 5 随意契約に係る契約金額  
28,875,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第2号に該当するため